

## 保険者別の後発医薬品の使用割合の公表について(イメージ)

後発医薬品の使用促進に向けて、厚生労働省において、保険者別の後発医薬品の使用割合の公表を実施する(2018年度実績～)。

### 後発医薬品の使用割合の公表方針

#### 2017年度実績



厚労省から都道府県に対して保険者別の使用割合のデータを送付し、都道府県や保険者協議会での分析・検討に活用。(2017年度末(2018年3月)の実績を2018年夏頃に送付)

#### 2018年度以降の実績

厚労省が毎年度、全ての保険者別の使用割合を公表。

… ①年度の中央(9月時点)実績の同年度末頃の公表、②年度末(3月時点)の実績の翌年度夏頃の公表を想定 [→2018(平成30)年9月の実績は2018年度末に公表予定]

注1) 公表対象は、全ての医療保険者(協会けんぽ、共済、健保組合、国保、国保組合、後期高齢)

注2) 使用割合は、厚労省がNDBデータから抽出する予定(保険者独自の計算とは誤差が生じ得る)

※ 後発医薬品の使用割合は、医療保険者の各種インセンティブ制度の評価指標となっている。

※ 公表にあたっては、使用割合の低かった保険者が法令違反状態にあるといった誤解を受けることのないよう留意する。

保険者種別の後発医薬品使用割合

協会	70.4%
共済	69.0%
健保	69.5%
国保	69.3%
後期	66.4%
制度計	68.6%

出典:平成28年度調剤医療費の動向(厚労省)  
(2018.3時点・数量ベース)  
※調剤医療費・電算処理分のみ